

税理士法人サム・ライズ

料金後納郵便

お客様と共に
走り続けるパートナー

ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする……

おしどり通信

重由美 Ⅴol.20



こんにちは！サンタさんは知り合いのおじさんだったということを知ってしまった林 亜由美です。お菓子が入った長靴を大きな袋に入れてやってきたサンタさん。「わぁ！」と思ってサンタさんの顔を見たら、よく会うおじさんの顔……。なんだか妙

に寂しかった子供の頃の記憶です。夢は壊さないようにしましょうね！ということで、今月もスタートです。

恩師とお食事

私は独立前、四谷にある**田中孝忠先生**の下で実務経験を積ませていただきました。先生のところでお世話になったのは、入社した 22 歳から結婚・独立する 27 歳までの約 5 年間。まだ税理士科目も 1 科目しか持っておらず、初めての事務所勤務で、実務を一から教えていただきました。どんな小さな質問にも必ず条文や事例を見せて教えて下さり、そんな先生の姿勢から「**カンでやってはいけない仕事**」「**法律を扱う仕事**」という**プロ意識**をつけていただいたと思っています（それなのに、今の私の教え方ったらひどいですけどね。みんなごめん！）。

私は結婚と同時に独立をしたので、田中先生のことでの経験が唯一の税理士事務所経験です。5 年という短い期間でしたが、本当にたくさんのことを教えていただきました。

そんな田中先生が 9 月に事務所を事業承継されたということをお聞きし、先生へのこれまでの感謝の気持ちを込めて**食事会を企画**させていただきました。先生ご夫妻と私たち夫婦の 4 人の食事会です。オットにあっては、先生ご夫妻とお会いするのは結婚



式以来！勤務時代の仕事のことや、独立してから気づいたこと、息子のこと、両親のこと……。話は尽きず、本当に楽しく幸せな時間でした。

勤務していた時から先生には本当にお世話になり感謝しておりましたが、何と言っても自分で独立して初めて先生の偉大さがわかりました。自分がもらっていた給与を社員に払って初めてその金額の重さを知りましたし、自分の名前で申告書に署名をする責任感、一番大切にすべきものは誠実さであることなど、辞めてから先生が教えて下さったんだなあ……と気付くものは多かったです。そんな充実した時間を過ごさせていただいたことに感謝です。**田中先生、どうかいつまでもお元気で活躍ください。**



川越マラソン、完走！

今年も、サム・ライズハーフマラソン部は**川越マラソン**に出場しました！ 今年も過去最多の 7 名！うち初出場 3 名（全て女子）！全員で完走を目指しましたが、なんと**女子 4 人は全員完走、男子 3 人は全員リタイア**という、あちゃーな結果に。



女子が強いて、サム・ライズの社風そのものだね（笑）、などという声を聞きながら、4km に出場した林も交えて 8 人で打ち上げです。来年こそは、全員で完走してさらに**ホノルルマラソン**を目指したい！そんな新たな目標設定ができた今年の川越マラソンでした。

☆おしどり通信は、林公士郎・重由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-2-13 川越ビル 2F A

TEL：049-249-0222

FAX：049-249-0220

e-mail：ayumi-hayashi@some-rize.net URL：http://www.some-rize.jp

発行部編集責任者：林 亜由美

OSHIDORI MONTHLY COLUMN

STAFF 通信

私の部屋シリーズ

今月は、

たかと

相蘇 崇人の部屋です。



こんにちは、サムライズの相蘇です。

11月に入り、一段と寒さが増しておりますね。そして鍋がおいしい季節です。

最近、11月に川越でマラソン大会があるのでそれに向

けてランニングしてます！

今回は、ランニングをしていた時に見かけたり、今は埼玉の鶴ヶ島市民ですが、元々は和光市民で今から4年ほど前に引っ越してまいりましたので、あんまり知っているわけではありませんが、私の知る限りの地元情報でお届けいたします。

まず初めにお薦めなのは白雲神社です！

なんといっても、この神社の特徴は4年に一度、オリンピックの年に行われる「御折雨乞」が有名です。これはテ



レビにも放映されているほどで、なんと江戸時代から続く伝統行事です。国選択無形民俗文化財、指定されているなど、国にも認められているほどの鶴ヶ

島市が誇るものすごい伝統行事です。特徴としては長さ36メートル重さ3トンほどにもある「甕蛇」を池に入れて雨乞いをし必死に叫ぶというものです。この重さなので300人以上の男性たちが背負い叫びます。その姿はまさに圧巻です。ちなみにこの行事は第17回ふるさとイベント大賞という日本各地のユニークな個性的なイベントと紹介して、表彰するという大会で見事、大賞に選ばれました。埼玉県内では初だそうです。

そして、次に紹介するのはこれまた鶴ヶ島市にあります。ラーメン屋さんのきむら屋さんです。

なんと営業時間が夜の20:00

～2:00まで夜の営業ですがたま

たま休みの日にランニングをしてい

るとラーメンのいい匂いがして、思

わず寄っていきました。カウンター

が9席と、小さいラーメン屋さんで

はありますが、麺が太麺と細麺で選

べ、また、味噌チャーシューメンを

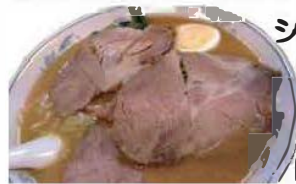
頼みましたが、手のひらぐらいの大きさのチャー

シューと柔らかさ、太麺、味が

濃い目の味付け等、がっつり

ラーメンを食べたい方々に

はお薦めです。



ランニングも楽しみを見つけると継続できるかもしれません。



相蘇 崇人 (あいそ たかと) プロフィール

1990年3月21日生まれ 牡羊座

●血液型 O型

●東京都練馬区生まれ埼玉育ち

●趣味：ランニング、散歩、ネットサーフィン (YOUTUBEの動画を見る)

●ここ最近の悩み 体重の肥大化が止まらない!!
STOP THE 体重

2019' 新春 1月開催セミナーのお知らせ

「2年で売上を2倍にする
未来計画の作り方セミナー」

●日時：1月11日(金) 14:00～16:30

主催：未来会計法人メイキット株式会社

「集客からも、営業の不安からも解放される
フロントエンドセミナーの作り方」

●日時：1月16日(水) 15:00～17:30

1月24日(木) 14:00～16:30

お問合せ：03-6457-6072 担当：那須野

December
2018

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

早いもので今年も師走を迎えました。2018年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年12月号

■年収いくらまでなら控除が可能？
配偶者控除と配偶者特別控除

■来春より始まる年次有給休暇
5日の取得義務への対応
■業種別年末賞与支給労働者
1人平均支給額

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A
TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

年収いくらまでなら控除が可能？ 配偶者控除と配偶者特別控除

年末を迎えるこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除の改正内容や控除額について、確認をしておきましょう。

■ 対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で以下の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。

◎ 対象となる「配偶者」の条件

- ・ 婚姻届が提出されている配偶者であること（つまり、内縁関係者は対象外です）
- ・ 納税者と生計が一緒であること（一緒に暮らしているかどうかは関係ありません）
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

■ 所得税の配偶者控除等の改正

（1）配偶者控除

今年（平成30年）から、適用できる納税者が限定されることとなりました。具体的には、配偶者特別控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。また控除額は一律ではなく、納税者本人の合計所得金額に応じて異なります。

（2）配偶者特別控除

控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大されています。また、配偶者の合計所得金額だけでなく、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額に

よっても、控除額が異なることとなりました。



ポイント

共通点：

納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると、段階に応じて控除額が遞減

配偶者控除：

納税者本人の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみ＝年収1,220万円）を超える場合は、適用不可

配偶者特別控除：

対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が123万円以下（給与収入のみ＝年収201.6万円未満）に拡大

そのためいずれの控除についても、

- 納税者本人の合計所得金額
- 配偶者の合計所得金額

がそれぞれいくらなのかに注意を払い、これらの金額を基に控除額を導き出すこととなります。いくらになるのかは、次ページの表でご確認ください。

■ 住民税の配偶者控除等の改正

住民税においても、所得税と同様に見直しが行われています。こちらは平成30年分の所得から計算した、平成31年度分の住民税から反映されます。改正後の仕組みは所得税とほぼ同様ですが、控除額の最高は33万円（配偶者の年齢が70歳以上の場合は38万円）で、所得税とは最高額が異なります。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額(所得税)

配偶者				納税者		
参考：給与のみの場合の年収		合計所得金額		参考：給与のみの場合の年収		
				1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下
				合計所得金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
103.0万円以下		38万円以下		38 万円	26 万円	13 万円
		70歳以上*		48 万円	32 万円	16 万円
103.0万円超	150.0万円以下	38万円超	85万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
150.0万円超	155.0万円以下	85万円超	90万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
155.0万円超	160.0万円以下	90万円超	95万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
160.0万円超	166.8万円未満	95万円超	100万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
166.8万円以上	175.2万円未満	100万円超	105万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
175.2万円以上	183.2万円未満	105万円超	110万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
183.2万円以上	190.4万円未満	110万円超	115万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
190.4万円以上	197.2万円未満	115万円超	120万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
197.2万円以上	201.6万円未満	120万円超	123万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
201.6万円以上		123万円超		-	-	-

配偶者控除

配偶者特別控除

(※) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合をいいます。

上表のとおり、配偶者の収入が給与のみの場合、年収が103万円を超えると配偶者控除は適用できません。ただし、配偶者の年齢が70歳未満であれば、年収150万円までは配偶者控除と同額を配偶者特別控除として控除できます。つまり、最高額38万円の控除を受けることができる配偶者の年収が150万円に引き上げられたこととなります。

一方、納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には、控除額が従来よりも減少するケースがあります。いずれにしろ、両者の合計所得金額を用いて、控除額を求めるようにしましょう。

来春より始まる年次有給休暇 5日の取得義務への対応

2019年4月より段階的に施行される改正労働基準法ですが、その中でも最初に対応しなければならないのが、年次有給休暇の取得義務です。9月には、実務に影響する省令が公布、通達も発出され、具体的に求められる対応が明らかになっています。

■ 会社が取得日を指定する有給休暇

労働基準法では、原則として、入社日から6ヶ月勤務した従業員に10日の年次有給休暇が付与され、その後は、勤続年数に応じた日数が付与されることになっています。

この年次有給休暇は、従業員が取得する日を申し出て、取得することが原則です。しかし、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調であることを踏まえ、2019年4月から、年次有給休暇が10日以上付与される従業員に対して、この付与された年次有給休暇のうち5日は会社が取得する日を指定して、付与した日（基準日）から1年以内に取得させることが求められることとなりました。

ただし、従業員が自ら取得したものや労使協定による計画的付与で取得したものは、会社が指定する5日から除いて考えることができます。

■ 取得日指定のポイント

取得する日の指定は、会社側が勝手に行うのではなく、まずは従業員に取得する日の意見を聴き、その意見を尊重した上で取得日を

指定することが求められています（努力義務）。通達では、その方法として、従業員の意見を聴いた上で、年次有給休暇取得計画表を作成し、この計画表に基づいて実際に取得させること等が考えられるとしています。



■ 作成が必要な年次有給休暇管理簿

現状、労務管理を行う上で作成が求められる主な書類としては、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿があります。年次有給休暇の取得義務化が始まることで、今後はこれらに加え、年次有給休暇を取得した時季、日数および基準日を従業員ごとに記載した「年次有給休暇管理簿」を作成することが義務付けられます。

この「年次有給休暇管理簿」は、労働者名簿または賃金台帳とあわせて作成することが、認められています。

また、作成後は他の書類と同様に、3年間の保存義務があることにも注意しましょう。



既に年次有給休暇の取得率が高い会社にとっては、年5日の年次有給休暇の取得ができていない従業員に対して取得を勧めることで、取得義務の対応ができるのかもしれませんが、一方、取得率の低い会社では計画的付与の導入も含め、より組織的な対応を進めることが必要となります。

なお、全社員共通の基準日を設定しているなど、労働基準法の定めよりも前に年次有給休暇を付与する制度を導入しているケースでは、導入している制度により、複雑な対応を求められることがあります。その場合には、労働基準監督署などにご相談ください。

業種別年末賞与支給労働者 1人平均支給額

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは厚生労働省の調査結果※から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成29年の年末賞与について、支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

1人平均支給額は4%程度の増加

主な業種別に1人平均支給額などをまとめると、下表のとおりです。調査産業計をみると、5～29人規模は約28万円で、28年に比べ4.2%の増加となりました。30～99人規模は

約35万円で、4.1%の増加になりました。

きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらも1ヶ月分程度です。支給事業所数割合は、5～29人規模人が67.5%、30～99人規模は91.1%となりました。

平成29年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	280,221	4.2	345,843	4.1	1.03	1.12	67.5	91.1
建設業	305,348	6.9	475,152	5.9	0.91	1.22	69.9	90.6
総合工事業	309,075	5.6	473,089	18.8	0.93	1.10	73.3	87.0
職別工事業	225,859	1.4	467,669	13.8	0.75	1.25	55.8	85.7
設備工事業	367,688	6.7	480,681	-8.7	1.06	1.39	85.7	100.0
製造業	287,978	8.5	370,882	4.6	0.99	1.17	72.1	90.0
消費関連製造業	233,936	20.2	282,498	4.0	0.90	0.92	63.1	87.7
素材関連製造業	289,964	4.8	436,385	3.6	1.01	1.32	75.7	92.2
機械関連製造業	343,792	7.2	384,302	6.0	1.07	1.23	78.3	89.7
食料品・たばこ	206,201	7.8	282,419	6.3	0.89	0.87	66.1	87.5
繊維工業	177,505	21.2	202,685	6.9	0.78	0.84	62.1	83.0
木材・木製品	219,863	-23.6	330,188	8.1	0.86	1.17	66.2	92.0
家具・装備品	279,466	71.3	287,374	-1.5	0.97	1.04	67.6	85.7
パルプ・紙	209,677	-8.9	432,643	6.5	0.74	1.27	82.3	100.0
印刷・同関連業	212,774	-2.8	317,306	0.1	0.71	0.95	55.6	87.5
化学・石油・石炭	539,737	10.2	632,632	5.4	1.55	1.79	82.2	95.0
プラスチック製品	233,489	-9.2	276,994	8.2	0.89	1.07	79.7	85.7
ゴム製品	249,999	-26.8	468,470	35.6	0.97	1.27	61.7	96.7
窯業・土石製品	275,384	25.5	402,930	-2.8	0.99	1.14	78.8	92.5
鉄鋼業	320,442	-14.6	607,919	-2.3	0.97	1.60	85.8	92.9
非鉄金属製造業	244,662	25.7	410,770	-3.6	0.91	1.24	65.2	96.9
金属製品製造業	295,766	19.0	411,394	-0.3	1.05	1.29	72.9	90.0
はん用機械器具	322,398	-6.3	449,572	12.7	1.00	1.33	94.8	94.1
生産用機械器具	353,331	11.7	410,230	2.1	1.08	1.28	79.3	82.8
業務用機械器具	366,340	-15.3	468,482	7.9	1.16	1.36	74.9	97.6
電子・デバイス	366,006	106.5	299,056	1.9	1.18	1.07	60.1	84.3
電気機械器具	389,540	27.5	374,441	10.6	1.15	1.27	80.9	93.4
情報通信機械器具	349,096	-20.0	380,003	-3.3	0.99	1.10	77.2	76.3
輸送用機械器具	282,349	-8.3	330,088	6.7	0.93	1.10	73.1	95.7
その他の製造業	437,875	80.7	338,032	2.8	1.22	1.14	61.1	97.9
電気・ガス・熱供給等	549,430	1.4	696,005	1.4	1.61	1.83	87.3	92.9
情報通信業	368,808	-8.1	519,131	10.3	1.12	1.45	69.8	90.5
情報サービス業	389,873	1.2	489,428	4.1	1.13	1.37	69.0	90.0
映像音声文字情報	358,787	1.5	492,377	8.5	1.12	1.54	51.2	87.5
運輸業、郵便業	293,349	20.4	298,806	2.1	1.03	0.97	71.5	91.0
道路旅客運送業	229,863	159.6	150,326	8.4	0.84	0.67	56.5	88.2
道路貨物運送業	218,769	15.3	213,795	-2.5	0.79	0.70	66.7	89.8

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成29年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業、小売業	292,554	2.5	277,660	3.5	1.04	0.95	66.7	92.9
卸売業	470,007	7.3	487,317	1.4	1.42	1.39	80.3	93.5
繊維・衣服等卸売業	268,138	-13.3	370,306	9.3	1.01	1.16	69.2	80.0
飲食料品卸売業	374,848	64.3	296,876	-3.1	1.19	1.01	76.3	94.4
機械器具卸売業	541,009	5.4	634,830	6.2	1.55	1.63	82.2	92.7
小売業	185,508	-6.9	149,372	9.3	0.81	0.67	60.4	92.6
各種商品小売業	94,644	11.8	159,655	7.4	0.62	0.79	26.5	100.0
織物等小売業	125,183	-31.0	284,390	-3.1	0.72	0.81	78.3	63.6
飲食料品小売業	69,236	20.5	116,850	15.0	0.48	0.54	35.1	95.9
機械器具小売業	400,321	-4.6	301,943	4.2	1.21	1.09	79.8	95.0
金融業、保険業	506,336	-0.9	569,185	3.4	1.57	1.61	89.5	98.7
不動産業、物品賃貸業	356,454	-11.1	458,563	2.7	1.15	1.22	77.3	89.3
不動産業	420,151	-10.5	536,264	1.2	1.26	1.43	75.7	88.4
物品賃貸業	235,025	-13.9	347,063	2.5	0.93	0.99	80.7	90.4
学術研究等	440,051	16.9	547,229	-3.4	1.32	1.43	75.2	90.3
専門サービス業	459,889	6.9	639,813	11.5	1.29	1.48	65.1	87.5
広告業	472,065	41.1	170,205	-54.2	1.00	0.60	63.6	75.0
技術サービス業	408,136	29.7	563,899	1.4	1.34	1.54	85.3	95.0
飲食サービス業等	53,307	20.1	52,735	3.0	0.40	0.36	44.0	80.5
宿泊業	132,323	-3.9	97,105	5.5	0.67	0.48	41.9	74.6
飲食店	33,809	5.5	37,906	2.1	0.33	0.31	43.5	79.1
持ち帰り・配達飲食	126,155	100.0	97,519	-6.7	0.57	0.60	48.1	100.0
生活関連サービス業等	127,879	-17.2	146,653	5.3	0.59	0.71	44.0	89.8
娯楽業	105,344	-6.6	134,391	3.0	0.54	0.66	54.8	91.8
教育、学習支援業	420,343	1.4	598,064	0.2	1.45	1.89	77.0	99.0
学校教育	523,160	0.4	612,231	-1.8	1.76	1.95	94.6	100.0
他教育、学習支援	207,728	-4.0	488,022	15.8	1.06	1.35	62.3	90.9
複合サービス事業	492,943	-8.4	496,134	-2.8	1.77	1.67	98.5	100.0
その他のサービス業	354,105	19.2	285,163	3.4	1.20	0.99	70.2	85.0
廃棄物処理業	290,784	17.9	420,885	5.2	1.02	1.22	71.1	100.0
自動車整備等	314,431	2.8	686,994	-0.1	0.96	1.53	78.0	100.0
職業紹介・派遣業	259,087	2.6	178,768	19.8	1.04	0.71	60.8	61.2
他の事業サービス	381,978	48.5	161,490	-4.8	1.29	0.72	62.1	83.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

前年比プラスの業種が半数以上に

業種別の1人平均支給額では、5~29人規模では電気・ガス・熱供給業等をはじめとした5業種が50万円を超えました。30~99人規模では、7業種が60万円を超えています。なお、表中の70業種のうち、5~29人規模では46業種、30~99人規模では53業種が28年より1人

平均支給額が増加しています。

きまって支給する給与に対する支給割合は、2ヶ月以上となる業種はないものの、5~29人規模では37業種が、30~99人規模も47業種が1ヶ月を超える割合になりました。

今年はどうような結果になるのでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2019年1月

お仕事備忘録

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

5. 各種法定調書の提出

6. 働き方改革関連法の施行に向けた対応

7. 新元号への改元に関する対応

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれがないようにしましょう。

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

5. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

6. 働き方改革関連法の施行に向けた対応

2019年4月1日以降、働き方改革の重点施策である労働基準法や労働安全衛生法などの改正が順次施行されます。時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化などが改正点とされていますが、施行時期が大企業と中小企業で異なるものもあることから、自社がどちらの企業区分に該当するのかを確認した上で施行時期までに対応するようにしましょう。

7. 新元号への改元に関する対応

5月1日に行われる皇太子殿下の即位にともない、平成から新元号への改元が行われます。政府の方針では即位1ヶ月前の4月1日に新元号の公表を行うとしていますので、公表後速やかに変更ができるよう、変更が必要な文書やシステムなどを事前に確認するようにしておきましょう。

お仕事 カレンダー

2019.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜	日	六曜	項 目
1	火	赤口	元日	●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	水	先勝		
3	木	友引		
4	金	先負		●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	土	仏滅		
6	日	赤口	小寒	
7	月	先勝		
8	火	友引		
9	水	先負		
10	木	仏滅		●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	大安		
12	土	赤口		
13	日	先勝		
14	月	友引	成人の日	
15	火	先負		
16	水	仏滅		
17	木	大安		
18	金	赤口		
19	土	先勝		
20	日	友引	大寒	
21	月	先負		●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
22	火	仏滅		
23	水	大安		
24	木	赤口		
25	金	先勝		
26	土	友引		
27	日	先負		
28	月	仏滅		
29	火	大安		
30	水	赤口		
31	木	先勝		●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告 ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付

STAFF 編集後記

「Wish you have a Merry Christmas and a Happy New Year」

2018 年が始まった！と思っていたが、12 月になってしまいました…。
年をとると 1 年が早く過ぎると言いますが、まさにその通りですね。

2018 年を振り返ってみると

春☆桜の開花が早かった～。そして梅雨入り明けも同様に早く夏が長かったですね。

夏☆気温が異常に暑く毎日のように最高気温更新していました。

秋☆まだまだ暑く 20 度超えていた日もありました。

冬☆これからなので例年通りなら良いのですが…。

来年もこの事務所通信を発信していきますので宜しくお願い致します。今年 1 年お世話になりました。



今月のテーマ

2018 ありがとう！今年 1 年、自分自身ニュース

石田



私は、4 月から BNI というビジネス交流会に入ったことが大きなニュース♪
毎週同じ時間に同じメンバーが集うため、結束力や信頼関係を作るスピード感が新鮮です。ここから自分の強みって何だろう？を模索できました。学びの多い 1 年になりました♪

小笠原



私の今年 1 年のニュースは、子供が小学生になりました！サムライズに入社当初はまだ小さく、会話もままならない程の幼児でした。そんな娘が小学生に！入学後は今迄の生活ががらりと変わりました。ランドセルを背負う姿はまだまだ、小さいですが成長したなあ～と感慨深いです。

黒田



人生 30 年目に海外デビューを果たしました！今まで頑なに国内旅行だけをして参りました。バイクに乗るようになってからはバイクでいけるところが多くなっていました。せっかくパスポートの作ったので、これをきっかけに積極的に海外旅行に行き、色々な体験をしたいです。

相蘇



私の今年のニュースは初の海外旅行をしました。場所は韓国でした。学生時代は韓国ドラマや K-POP などがありお隣りということもあり、身近な国でしたが、行く機会もなかったのですが料理がおいしく景色がきれいでとっても大満足です。海外旅行もまた行きたいと思います。

瀬川



私の今年 1 番のニュースは、息子の保育園入園&仕事復帰です！通園当初は息子が毎週のように風邪をひき、熱を測るたびにドキドキでした。相変わらずバタバタですが、息子も出来ることが増え、成長と共に身体も丈夫になってきました♪

東海林



私の今年 1 年のニュースは携帯を買い替えたことです！前に使っていた携帯は少し古かったせいか WIFI がルーターの近くでしか拾ってくれなかったので、家での生活範囲が限られていましたが…携帯を買い替えたことにより、家のどこでも WIFI につながるようになりました。

那須野



私の今年一番のニュースは兄が結婚し、甥っ子が生まれたことです^^娘 2 人にとっても弟のような存在で、2 歳の娘も「そうま〜」と寝ている甥っ子に声をかけている姿がたまらなく可愛いです♡お正月にまた会えるのが楽しみです^^

今年もお世話になりました
良いお年をお迎えくださいませ！

